

アマチュアバンドプラン



平成21年3月30日施行

【狭帯域:占有周波数帯幅が3kHz以下(A3Eを除く)、広帯域:占有周波数帯幅3kHzを超える】



注1:占有周波数帯幅は100Hz以下のものに限る。

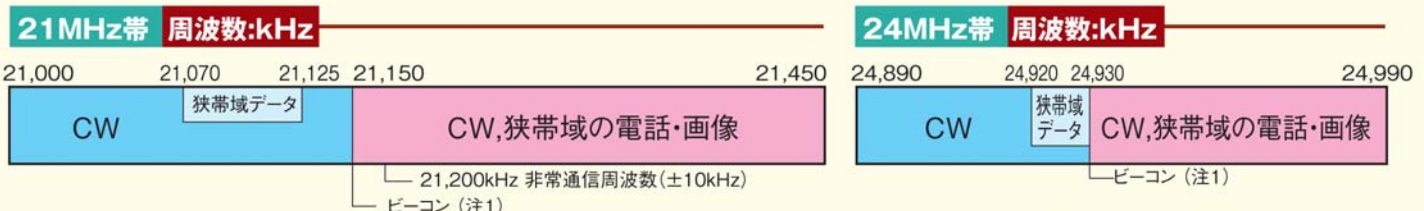


注1:7,040kHzから7,045kHzまでの周波数は、外国のアマチュア局とのデータ通信にも使用することができる。



注1:14,100kHzの周波数は、JARLが国際的な標識信号(ビーコン)を送信する場合に限る。

注1:18,110kHzの周波数は、JARLが国際的な標識信号(ビーコン)を送信する場合に限る。



注1:21,150kHzの周波数は、JARLが国際的な標識信号(ビーコン)を送信する場合に限る。

注1:24,930kHzの周波数は、JARLが国際的な標識信号(ビーコン)を送信する場合に限る。



注1:28.20MHzの周波数は、JARLが国際的な標識信号(ビーコン)を送信する場合に限る。

注2:29.00MHzから29.30MHzまでの周波数は、外国のアマチュア局との占有周波数帯幅が3kHz以下の電話・電信・画像及びCWによる通信にも使用することができる。



注1:50.00MHzから50.10MHzまでの周波数で外国のアマチュア局と通信を行う場合と50.00MHzから50.30MHzまでの周波数で月面反射通信を行う場合に限り、占有周波数帯幅が3kHz以下のデータによる通信にも使用することができる。

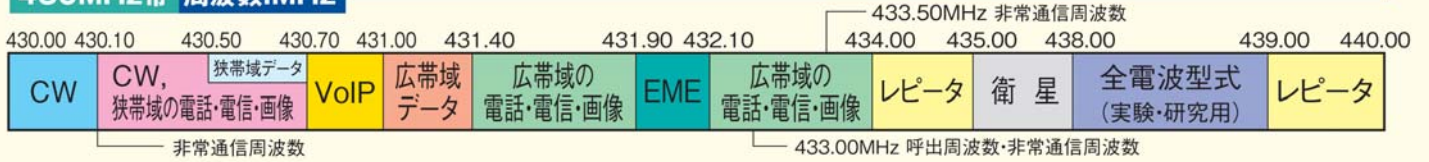
注2:50.01MHzの周波数は、JARLが標識信号(ビーコン)を送信する場合に限る。
注3:51MHzから51.5MHzまでの周波数で、外国のアマチュア局と通信を行う場合は、占有周波数帯幅が3kHz以下の電話・電信・画像及びCWによる通信にも使用することができる。

144MHz帯 周波数:MHz

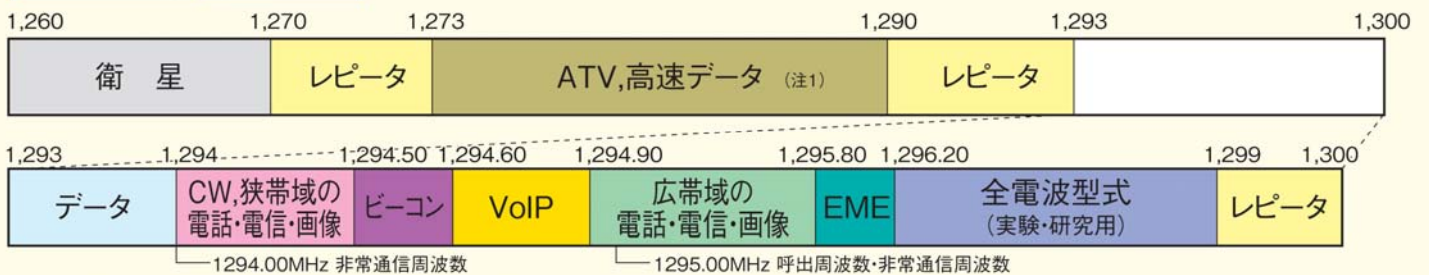


注1:144.10MHzから144.20MHzまでの周波数は、外国のアマチュア局と月面反射通信にも使用できる。この場合の電波の占有周波数帯幅の許容値は3kHz以下のものに限る。
 注2:144.30MHzから144.50MHzまでの周波数は、国際宇宙ステーションとの交信に限って広帯域の電話、電信および画像通信にも使用することができる。

430MHz帯 周波数:MHz



1200MHz帯 周波数:MHz



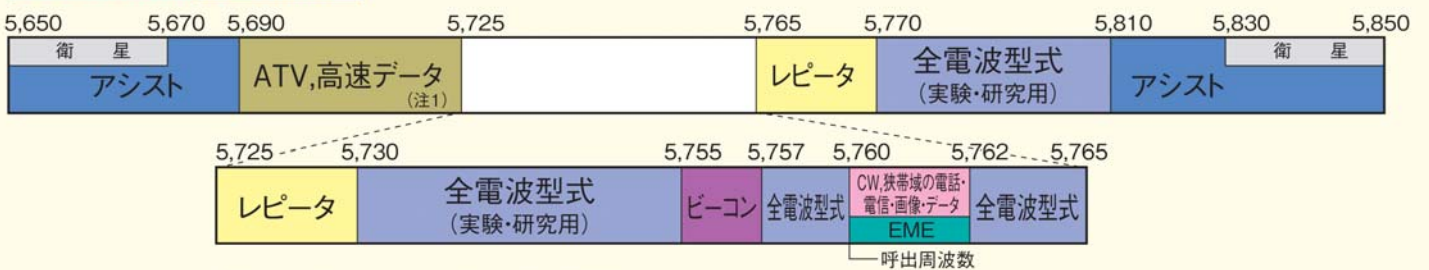
注1:「高速データ」は、占有周波数帯幅が9MHz以上のものに限る。

2400MHz帯 周波数:MHz



注1:「高速データ」は、占有周波数帯幅が9MHz以上のものに限る。

5600MHz帯 周波数:MHz



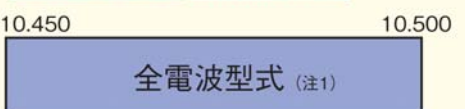
注1:「高速データ」は、占有周波数帯幅が9MHz以上のものに限る。

10.1GHz帯 周波数:GHz



注1:「高速データ」は、占有周波数帯幅が9MHz以上のものに限る。

10.4GHz帯 周波数:GHz



注1:この周波数帯幅は、衛星通信及び月面反射通信にも使用することができる。

正確な周波数使用区別が必要な場合は、電波法令抄録などをご覧ください